

令和4年4月採用予定 社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会 嘱託職員募集要項

市社会福祉協議会では、社会福祉事業に関心があり、下記の業務に従事する嘱託職員を募集します。

※嘱託職員とは、1年契約で雇用契約更新を取り交わし就労する有期職員で継続した雇用期間が5年を超えるこ

とはありません。ただし、勤務態度や業務遂行能力によっては無期雇用契約に転換できる可能性があります。

無期及び有期雇用は年齢が65歳になる年度で雇用契約が終了します。

ひたちなか市との指定管理者制度等による業務委託契約の関連事業にかかる職員については、業務委託契約が終了した時点で雇用契約が終了となる場合があります。

【業務内容】

1. 地域福祉推進業務

地域福祉（高齢者・障害者・ボランティア・法人運営等）の業務

2. 障害（児）者通所施設業務

地域活動支援センターに通所する障害（児）者への支援業務

【応募資格条件等】

（必須）普通自動車運転免許

1. 地域福祉推進業務（一般福祉系事務）

福祉サービス利用者等の対応や来所する市民の対応等があります。

パソコン（ワード・エクセル）の操作ができ、一般的な文書やデータが作成できる方。

2. 障害（児）者通所施設業務

障害（児）者の見守りや指導訓練の補助業務のほか、簡易的なパソコン入力があります。

※身体障害者手帳の交付を受けており、上記業務に従事できる方も応募いただけます。

※次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・成年被後見人、被保佐人または被補助人
- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの方
- ・令和4年度内に65歳を超える方

【募集人数】

若干名

【勤務地】

- ・ひたちなか市総合福祉センター（西大島）
- ・ひたちなか市那珂湊総合福祉センター（南神敷台）
- ・金上ふれあいセンター（金上）

【勤務時間】

午前8時30分～午後5時30分（休憩1時間を含む8時間勤務）

【勤務日数】

1. 地域福祉推進業務 月曜日～金曜日のうち週4日または2週7日

2. 障害（児）者通所施設業務 月曜日～金曜日のうち週4日

※2週7日勤務とは勤務日数が週により3日勤務と4日勤務があることを意味します。

※配属先により、条件が異なります。その他勤務条件については、当法人の規程に基づきます。

【給与等】 月給制

2週7日 基本給 月額 119,700 円

週4日 基本給 月額 136,900 円

【諸手当】

- ・通勤手当 有(通勤距離2km以上が対象)
- ・時間外勤務手当 所定時間以外に勤務した場合に支給

【社会保険等】

- ・労働保険（雇用保険及び、労災保険）加入
- ・週4日勤務の場合、社会保険加入

【申込受付期間】

令和3年12月15日から採用予定者が決まるまで募集します。

※ 下記の提出書類を郵送または土日祝日以外の午前9時から午後5時の間にひたちなか市社会福祉協議会（西大島）窓口まで持参下さい。（当会の他の事業所等への提出不可）

※ 当会の他の事業所、受付期間外の受付はいたしませんのでご注意ください。

※ 提出書類は、ひたちなか市社会福祉協議会（西大島）の窓口で配布します。または、当会ホームページからダウンロードできます。（<https://www.hitachinaka-syakyo.or.jp>）

【提出書類】

- ・採用試験申込書
- ・履歴書（指定の様式または市販のもの）
- ・資格証の写し等

※提出された書類については、返却いたしませんのでご了承下さい。

【選考方法】

申込のあった方を対象に、下記により選考いたします。

- ・一次試験：書類選考
- ・二次試験：面接・小論文（必要により）

【二次試験】

一次試験通過者のみ、二次試験の日時等の通知をいたします。

- ・令和4年1月中旬から3月上旬に随時実施予定
- ・場所：ひたちなか市総合福祉センター
- ・採用決定者の雇用は令和4年4月1日付となります。

※合否に関するお問い合わせには一切お答えできません。

問合せ先：ひたちなか市社会福祉協議会 地域福祉課 職員採用担当 ひたちなか市西大島 3-16-1 TEL274-3241
